



会 報

No. 267

令和4年6月30日発行

(公社)津法人会

津市広明町121

津税理士会館内

電話 225-1302

FAX 227-6085

わかりやすく解説！“令和4年度税制改正セミナー”

～相続税・贈与税の一体化は行われたとしても数年後以降と推測～

贈与税の基礎控除額110万円はなくなるのが現実的

毎夏 恒例となりました今年度税制改正セミナーを下記のとおり開催します。

令和4年度は、法人税関係において、①雇用者給与等支給額増加税額控除制度の改正②中小企業者等の少額減価償却資産の見直しと延長、所得税関係において、①住宅ローン控除の見直しと延長②既存住宅を改修した場合の所得税額の特別控除の延長と拡充③新一般NISAの改正④上場株式等の住民税課税方式の見直し、消費税関係において、①適格請求書発行事業者の登録制度の見直し②仕入明細書等による仕入税額控除の適用要件の見直し、相続税・贈与税関係において、①住宅取得等資金等に係る贈与税の非課税措置等の見直し②特例事業承継税制に係る「特例承継計画」の提出期限の延長③相続税に係る死亡届の情報等の通知の見直し等が主な改正点です。

様々な対策のポイントや変更点等をわかりやすく解説していただきますので、ぜひこの機会に御参加ください。

記

- 日 時 令和4年7月22日(金) 13:30～17:00
- 場 所 津商工会議所5階会議室
(津市丸之内29-14)及びオンライン (Zoom)
- 定 員 会場参加30名 オンライン参加90名 (Zoomを使用します)
(先着順。定員になり次第、締切りと致します。)
- 受講料 無 料
- 講 師 中田 健一氏 (税理士法人 中田会計事務所 代表社員・税理士)

<講師略歴> 昭和53年 税理士一般試験合格
昭和54年 税理士登録 独立開業
令和元年10月 税理士法人代表社員就任

現在、明解な指導の経営・税務エキスパートとして数多くの企業や事業所の経営改善や税務指導を精力的に行っております。中田会計事務所所長のほか、(株)百五銀行のシンクタンクである(株)百五総合研究所の顧問税理士をはじめ認定経営革新等支援機関としても活躍中です。

共 催 公益社団法人津法人会 津商工会議所

※ お申込みは下記申込書にご記入の上、FAX 228-7317 津商工会議所 迄お願い致します。

※ 新型コロナウイルス感染症等の影響で、開催の延期、中止することもありますのでご了承ください。なお、変更する場合は、HPに掲載、お申込みいただいた方にFAX等にてご連絡申し上げます。

【お問合せ先】津法人会TEL 225-1302 湯浅、大市

7月22日(金) 令和4年度税制改正セミナー申込書 FAX 228-7317

会場参加 ・ オンライン参加 (どちらかに○を付してください)

※ オンラインお申込みの場合は、必ずメールアドレスをご記入ください

法人名		メールアドレス	
参加者名		TEL	
参加者名		FAX	